

eMAXIS S & P500インデックス

月次レポート

2022年  
02月28日現在

追加型投信／海外／株式／インデックス型

■ 基準価額および純資産総額の推移



- ・基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の値です。
- ・信託報酬率は、後記の「ファンドの費用」に記載しています。
- ・ベンチマークは、S & P500指数(配当込み、円換算ベース)です。詳しくは、後記の「本資料で使用している指数について」をご覧ください。
- ・ベンチマークは、設定日前営業日を10,000として指数化しています。

■ 基準価額および純資産総額

|              |         |
|--------------|---------|
| 基準価額(1万口当たり) | 13,433円 |
| 前月末比         | -119円   |
| 純資産総額        | 85.80億円 |

■ 分配金実績(1万口当たり、税引前)

| 決算期   | 決算日        | 分配金 |
|-------|------------|-----|
| 第2期   | 2022/01/26 | 0円  |
| 第1期   | 2021/01/26 | 0円  |
| —     | —          | —   |
| —     | —          | —   |
| —     | —          | —   |
| —     | —          | —   |
| 設定来累計 |            | 0円  |

・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

■ 騰落率

|        | 過去1ヵ月 | 過去3ヵ月 | 過去6ヵ月 | 過去1年  | 過去3年 | 設定来   |
|--------|-------|-------|-------|-------|------|-------|
| ファンド   | -0.9% | -4.1% | 2.2%  | 25.6% | —    | 34.3% |
| ベンチマーク | -0.9% | -4.1% | 2.3%  | 25.8% | —    | 34.4% |

- ・実際のファンドでは、課税条件によってお客さまごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。
- ・設定来のファンドの騰落率は、10,000を起点として計算しています。
- ・分配金実績がある場合は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。

■ 資産構成

|         | 比率     |
|---------|--------|
| 実質外国株式  | 100.3% |
| 内 現物    | 96.0%  |
| 内 先物    | 4.2%   |
| コールローン他 | -0.3%  |

・REITの組み入れがある場合、REITは株式に含めて表示しています。

■ 組入上位10業種

| 業種                | 比率    |
|-------------------|-------|
| 1 ソフトウェア・サービス     | 12.8% |
| 2 テクノロジ・ハードウェア・機器 | 8.4%  |
| 3 メディア・娯楽         | 8.0%  |
| 4 医薬品・バイオテクノ・ライフ  | 7.1%  |
| 5 小売              | 6.2%  |
| 6 半導体・半導体製造装置     | 5.8%  |
| 7 ヘルスケア機器・サービス    | 5.7%  |
| 8 資本財             | 5.1%  |
| 9 各種金融            | 5.0%  |
| 10 銀行             | 4.2%  |

■ 組入上位10銘柄

| 銘柄                            | 国・地域 | 業種              | 比率   |
|-------------------------------|------|-----------------|------|
| 1 APPLE INC                   | アメリカ | テクノロジ・ハードウェア・機器 | 6.6% |
| 2 MICROSOFT CORP              | アメリカ | ソフトウェア・サービス     | 5.8% |
| 3 AMAZON.COM INC              | アメリカ | 小売              | 3.5% |
| 4 ALPHABET INC-CL A           | アメリカ | メディア・娯楽         | 2.1% |
| 5 ALPHABET INC-CL C           | アメリカ | メディア・娯楽         | 1.9% |
| 6 TESLA INC                   | アメリカ | 自動車・自動車部品       | 1.7% |
| 7 NVIDIA CORP                 | アメリカ | 半導体・半導体製造装置     | 1.6% |
| 8 BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B | アメリカ | 各種金融            | 1.5% |
| 9 META PLATFORMS INC-CLASS A  | アメリカ | メディア・娯楽         | 1.3% |
| 10 UNITEDHEALTH GROUP INC     | アメリカ | ヘルスケア機器・サービス    | 1.2% |

・表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。・原則として、比率は純資産総額に対する割合です。・業種は、GICS(世界産業分類基準)で分類しています。・コールローン他は未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。・国・地域は原則、主要取引所所在地で分類しています。

■ 本資料で使用している指数について

・S & P500®指数とは、S & Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが公表している株価指数で、米国の代表的な株価指数の1つです。市場規模、流動性、業種等を勘案して選ばれたニューヨーク証券取引所等に上場および登録されている500銘柄を時価総額で加重平均し指数化したものです。S & P500指数(配当込み、円換算ベース)は、S & P500指数(配当込み)をもとに、委託会社が計算したものです。S & P500指数は、S & P Globalの一部門であるS & P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJ」)の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、S & P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切の責任を負いません。

■ GICS(世界産業分類基準)について

・Global Industry Classification Standard(「GICS」)は、MSCI Inc.とS&P(Standard & Poor's)が開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

# eMAXIS S & P500インデックス

追加型投信／海外／株式／インデックス型

## ファンドの目的・特色

当ファンドは、ノーロード・インデックスファンド・シリーズ「eMAXIS」(イーマクス)を構成するファンドの一つです。

### ■ファンドの目的

S&P500指数(配当込み、円換算ベース)の値動きに連動する投資成果をめざします。

### ■ファンドの特色

**特色1 S&P500指数(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。**

- ・S&P500指数(配当込み、円換算ベース)をベンチマーク(以下「対象インデックス」という場合があります。)とします。
- ・ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

**特色2 主として対象インデックスに採用されている米国の株式に投資を行います。**

- ・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

**特色3 原則として、為替ヘッジは行いません。**

### ■ファンドの仕組み

- ・運用は主にS&P500インデックスマザーファンドへの投資を通じて、米国の株式に投資するファミリーファンド方式により行います。

### ■分配方針

- ・年1回の決算時(1月26日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- ・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## 投資リスク

### ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの**運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。**

したがって、**投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**

**投資信託は預貯金と異なります。**

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

**価格変動リスク** 一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

**為替変動リスク** 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

**信用リスク** 組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

**流動性リスク** 有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

### ■その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

- ・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

**ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

# eMAXIS S & P500インデックス

追加型投信／海外／株式／インデックス型

## 手続・手数料等

### ■お申込みメモ

|                   |   |
|-------------------|---|
| 購入単位              | 販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。  |
| 購入価額              | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額<br>※基準価額は1万円当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。   |
| 換金単位              | 販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。  |
| 換金価額              | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額   |
| 換金代金              | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。  |
| 申込不可日             | 次に該当する日には、購入・換金はできません。<br>・ニューヨーク証券取引所の休業日<br>※具体的な日付については、委託会社のホームページ(「ファンド関連情報」内の「お申込み不可日一覧」)をご覧ください。   |
| 申込締切時間            | 原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。  |
| 換金制限              | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。   |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。 |
| 信託期間              | 無期限(2020年12月14日設定)  |
| 繰上償還              | 受益権の口数が10億口を下回るようになった場合、対象インデックスが改廃されたとき等には、信託期間を繰上げて償還となる場合があります。  |
| 決算日               | 毎年1月26日(休業日の場合は翌営業日)  |
| 収益分配              | 年1回の決算時に分配金額を決定します。(分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。)<br>販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。   |
| 課税関係              | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。         |

**ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

# eMAXIS S & P500インデックス

追加型投信／海外／株式／インデックス型

## 手続・手数料等

### ■ファンドの費用

#### お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料 ありません。

信託財産留保額 ありません。

#### お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬) 日々の純資産総額に対して、**年率0.330% (税抜 年率0.300%) 以内**をかけた額  
くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

その他の費用・手数料 監査法人に支払われるファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についてもファンドが負担します。  
※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。  
なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

## 本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

#### ●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJ国際投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

加入協会: 一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

<ホームページアドレス> <https://www.am.mufg.jp/>

<お客さま専用フリーダイヤル> 0120-151034

(受付時間 営業日の9:00~17:00)

#### ●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三菱UFJ信託銀行株式会社

**ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

## 販売会社情報一覧表

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は下記の販売会社まで

ファンド名称: eMAXIS S&P500インデックス

| 商号   | 登録番号等    |                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>日本<br>投資顧問業<br>協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種<br>金融商品<br>取引業協会 |
|--|----------|------------------|---------|-----------------------------|-------------------------|--------------------------------|
| 株式会社荘内銀行   | 登録金融機関   | 東北財務局長(登金)第6号    | ○       |                             |                         |                                |
| 中銀証券株式会社(インターネット専用)                              | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第6号    | ○       |                             |                         |                                |
| 野村証券株式会社   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第142号  | ○       | ○                           | ○                       | ○                              |
| 株式会社百十四銀行  | 登録金融機関   | 四国財務局長(登金)第5号    | ○       |                             | ○                       |                                |
| 株式会社福井銀行   | 登録金融機関   | 北陸財務局長(登金)第2号    | ○       |                             | ○                       |                                |
| 株式会社北都銀行   | 登録金融機関   | 東北財務局長(登金)第10号   | ○       |                             |                         |                                |
| 株式会社三菱UFJ銀行                                      | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第5号    | ○       |                             | ○                       | ○                              |
| 株式会社三菱UFJ銀行(委託金融商品取引業者<br>三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第5号    | ○       |                             | ○                       | ○                              |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社                            | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2336号 | ○       | ○                           | ○                       | ○                              |
| 株式会社山形銀行   | 登録金融機関   | 東北財務局長(登金)第12号   | ○       |                             |                         |                                |